

いちご一会とちぎ大会競技会における
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン
第3版

令和4(2022)年9月

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

目次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象競技	1
4	共通項目	1
5	役割分担	5
6	参加者において遵守すべき事項	6
7	競技会場において実施すべき事項	9
8	宿泊、輸送	11
9	各種会議、開始式等	13
10	体調不良者発生時の対応	13
11	競技会開催の可否判断	15
12	その他	15

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第22回全国障害者スポーツ大会（以下「いちご一会とちぎ大会」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、県実行委員会、会場地市実行委員会及び各競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ大会リハーサル大会及び本大会の全競技（正式競技及びオープン競技）を対象とする。

4 共通項目

（1）感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・ 会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。
- ・ 会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。

- ・ 来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ マスク着用の徹底

会場では、適切なマスク（不織布マスクを推奨）の着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 大声での会話や応援の禁止

会場では、大声（通常よりもはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）での会話や応援の禁止を促す掲示やアナウンスによる注意喚起を行う。

エ 3密の回避

（ア）密閉の回避

- ・ 選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

（イ）密集の回避

- ・ 会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保できる対策を講じる。ただし、障害者の誘導や介助を行う場合は、この限りではないが、別な障害者の誘導や介助を行う前に必ず手指消毒を行う。
- ・ 受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

（ウ）密接の回避

- ・ 受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、マスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

（エ）ゾーニングの確保

- ・ 選手・選手団役員等と観覧者の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やフェンス、ロープ等で、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。

- ・ ゾーニングを行う際は、車椅子や介助者の通行が想定されることから、通路の幅などに十分余裕を持つ。

オ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(2) 参加・入場の対応

ア 参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の10日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、それ以外の者は「来県日」とする（以下同じ）。

(ア) 体調不良者

(イ) 濃厚接触者等

イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 発熱している者（37.5℃以上）
- ② 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者
 - ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
 - ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
 - ・ 息苦しさ
 - ・ 身体が重い、疲れやすい
 - ・ 味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者
なお、感染者とは、PCR 検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。
- ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる者
- ③ 競技会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察

期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者

- ④ 競技会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」(以下「健康管理アプリ」という。)又は体調管理チェックシート(以下「健康管理アプリ等」という。)により健康状態等の記録が必要とされている選手・選手団役員等については、競技会参加日の14日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア) 及び (イ) により、競技会参加日の10日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア 参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件による。

イ スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

ウ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨し、原則として喫煙所を設置しない。

エ 身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの励行などについて、注意喚起の掲示を行う際は、文字を多用することなく、案内用図記号(ピクトグラム)などを活用し、容易に必要な情報を得ることができるようなものとする。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

- ア 本ガイドラインの改定及び関係者への周知
- イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。
- ウ 正式競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。
- エ 健康管理アプリ等により実施本部員、選手団、競技補助員、選手団サポーター、ボランティア、観覧者、大会役員・大会関係者、報道員、視察員、委託業者等の体調把握を行う。
- オ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を会場地市実行委員会及び競技運営主管団体と検討し、実施する。
- カ 提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。
- キ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

(2) 会場地市実行委員会

県実行委員会と連携・協力し、県実行委員会とともに感染防止対策を実施する。

(3) 競技運営主管団体

- ア 健康管理アプリ等により競技役員の体調把握を行うとともに、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。
- イ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。
- ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、県実行委員会及び会場地市実行委員会と連携して適切な感染防止対策を講じ、競技会を運営する。

(4) 選手団

- ア 健康管理アプリ等により選手・選手団役員の体調把握を行うとともに、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式2）に取りまとめの上、受付時に県実行委員会へ提出する。
- イ 各選手・選手団役員の派遣及び参加可否の判断を行う。特に高齢や基礎

- 疾患など重症化リスクを持つ選手・選手団役員については、対象者を把握するとともに、かかりつけ医などの助言・指導を得るよう促すこととする。
- ウ 本ガイドライン及び中央競技団体が定めるガイドライン等を遵守するとともに、選手等への周知を徹底し、感染防止に努める。
 - エ 感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染症対応担当者を配置する。

6 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・選手団役員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート（様式 1）により記録する（観覧者を除き、以下同じ。）。代表者は確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめる。

イ 受付を行う場合は、代表者が体調管理チェックシート総括表（様式 2）を県実行委員会に提出する。

ウ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合は、受付時に競技運営主管団体へ提出する。競技運営主管団体の代表者は、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 実施本部員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 代表者は健康管理アプリ等により体調把握を行うとともに、確認した結果を必要に応じて体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 競技補助員、選手団サポーター

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、集合時に代表者へ画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合も、集合時に代表者へ提出する。代表者は、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(5) 報道員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1）を県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 ID と報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数は、できる限り少なくする。

カ 困み取材・インタビューは、取材対象者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(6) 大会役員・大会関係者、視察員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1）を県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) ボランティア・委託業者等

ア 競技会場で業務に従事する日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1）を県実行委員会へ提出する。

団体として受付をする場合は、代表者が各個人毎の健康管理アプリ等を確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（8）観覧者

ア 氏名及び連絡先の提出等、県実行委員会の要請に協力する。

イ 県実行委員会から体調管理チェックシート（別に定める様式）の記入、提出の要請があった場合は協力する。

ウ 別に定める参加条件により競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

エ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（別に定める様式）により記録を行う場合は、来場日ごとに当該様式を受付時に県実行委員会へ提出する。

オ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

カ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

キ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

（ア）大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

（イ）メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

（ウ）ハイタッチ、肩組み

ク 次の応援は、競技会運営に支障が生じない範囲及び程度において、容認する。

（ア）プレーの度の拍手、拍手による応援

（イ）スティックバルーンの使用

（ウ）タオルを広げて振る、若しくは回す

（エ）フラッグ（新聞紙大の手旗）を振る 等

上記の応援に当たっては、身体的距離を確保し、他の観覧者との接触は避ける。

（9）全ての参加者が遵守すべき事項

- ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。
- イ マスクの着用が難しい参加者においては、県実行委員会にその旨を申し出ることとする。申出を受けた県実行委員会は、個別に入場の可否を判断する。
- ウ 手話を行うボランティア等、口元を隠すと支障のある場合は、透明なマスクを着用するか、マスクに代えてフェイスシールド等を着用するものとする。
- エ 食事の際は、指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- オ 競技会場内では、県実行委員会等の案内及び指示に従う。
- カ 競技会参加後又は会場業務従事後は、直帰するように努める。
- キ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を確認する。

7 競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、マスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

イ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ 手洗いが難しい場合は、手指消毒アルコールを用意する。

ウ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。

ウ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気を徹底する。

(5) 観覧席

ア 屋内競技では収容定員の50%以内とする。

イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。

ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する(1m以上)。

エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観覧席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

オ 選手団用の座席を設ける場合は、観覧席と分けし、極力離れた場所とする。

カ 観覧席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。

キ 原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、無観客の開催とすることを妨げない。無観客の開催とする場合は、県実行委員会、会場都市実行委員会、競技運営主管団体で協議のうえ、決定する。

なお、決定にあたり、実行委員会は必要に応じて予め公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省と協議を行う。

(6) 取材エリア

ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。

イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア 出店(出展)場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。

イ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ 参加者が身体的距離において並べるように目印の設置等を行う。

エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。

オ これらア～エの感染防止対策を講じることが出来ない場合は、設置を中止する。

8 宿泊、輸送

(1) 宿泊

県実行委員会は宿泊施設及び宿泊者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

イ 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
- ・ 宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- ・ フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
- ・ ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。

③ 客室

- ・ 同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。

- ・ 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合常時換気を行う。
- ・ トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

④ 食事会場

- ・ 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- ・ 宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- ・ 食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等

- ・ 浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

県実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー連合会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 飲食はできる限り控え、食事中的の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
- ・ 乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

- ・ 乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
- ・ 通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

- ・ できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
- ・ 往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

9 各種会議、開始式等

(1) 監督会議等

ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の可否やオンライン等での実施など実施方法について検討する。また、監督会議等において、各競技会における感染防止対策や体調不良者発生時の対応等の情報共有を図る。

イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。その他の諸条件により実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

10 体調不良者発生時の対応

(1) 体調不良者の定義

体調不良者とは、4 (2) イ (ア) に該当する者をいう。

(2) 入場時における受診・相談の勧奨

入場時に体調不良者に該当する者は、4 (2) ウ (ウ) の要件に従い入場を不可とし、待機所に移動した上で、帰宅又は帰宿を促す。また、医療機関又は受診・ワクチン相談センター（以下「医療機関等」という。）への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会

場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡調査

ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、県実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ 選手団等の対応

選手団の感染症対応担当者は、選手団等に所属する者が感染者等に該当する場合、新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（様式3）により、県実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに県実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、PCR検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても県実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

ウ 県実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。

(7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

11 競技会開催の可否判断

競技会会期中（公式練習等を含む。）に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

12 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。